

# 地球温暖化防止対策実行計画

令和4年3月

弘前地区環境整備事務組合

# 地球温暖化防止対策実行計画

令和4年3月25日策定

## 第1章 計画策定の背景

### 1. 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化は自然生態系や生活環境、農業などへの影響を与えることが懸念されている世界的な問題で、既に世界各地では地球温暖化による様々な影響が現れ始めています。2019（令和元）年には温室効果ガスの世界平均濃度が観測史上最も高い数値に達したことも発表されており、地球規模の深刻な被害をもたらす前に国際社会全体で地球温暖化への迅速な対策が必要とされています。

国際的な取組としては、フランスのパリにおいて行われた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が2016（平成28）年11月に発効しました。パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑えること等を目標としており、全ての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられました。

国内でも、猛暑日や大雨の日数が増加傾向にあり、平均気温の上昇、暴風、台風等の被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

日本においては、2015（平成27）年7月に温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比26%減とする「日本の約束草案」を決定し、その後、パリ協定や日本の約束草案の決定などを踏まえ、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、地球温暖化に関する総合的な計画であり、地方公共団体に対しては、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることを求めています。

2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣の所信表明演説では、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

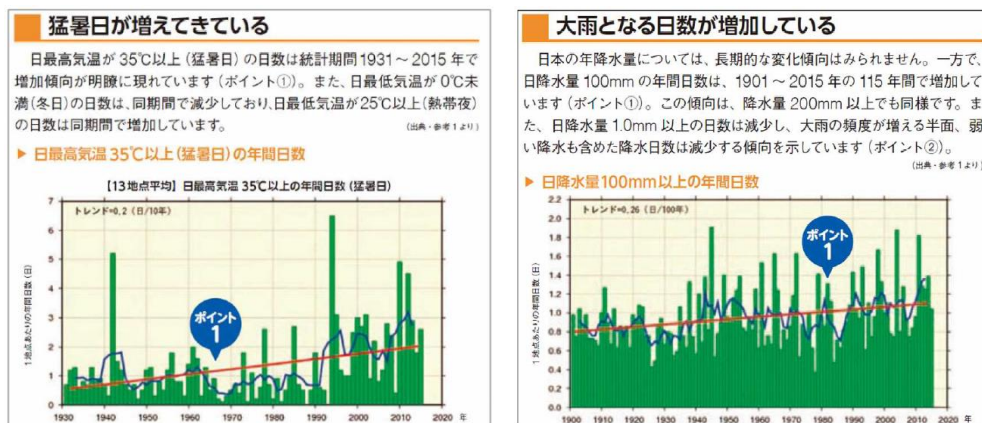


図1 日最高気温及び日降水量の推移

【出典】パンフレット「STOP THE 温暖化 2017」  
環境省

## 2. 策定の経緯

当事務組合においては、地球温暖化対策推進法※<sub>1</sub>に基づき、2016（平成28）年度に「弘前地区環境整備事務組合地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、2015（平成27）年度を基準年度として0.7%減少させることを目標に掲げ、事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。結果、2020（令和2）年度時点においては、2015（平成27）年度比6.59%の削減となり、目標を達成しています。

平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門等、部門ごとに目標が示されており、このうち、地方公共団体については「業務その他部門」に分類され、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で約40%減が目標とされています。

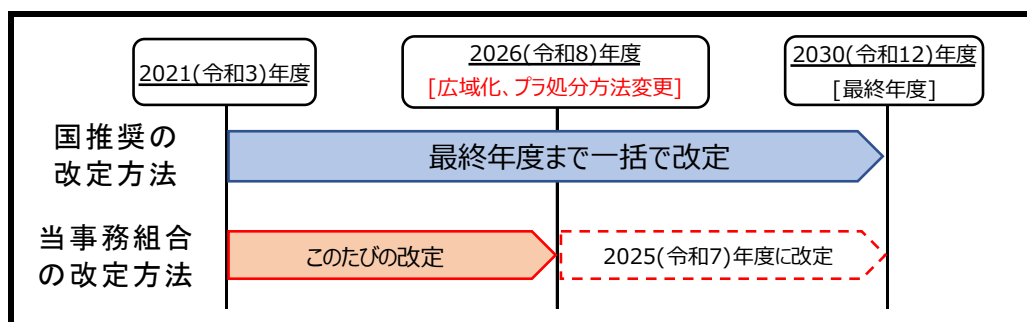
当事務組合の目標水準も国の「地球温暖化対策計画」と同様としますが、このたびの改定においては、下記の理由により2026（令和8）年度以降の計画策定が困難なことから、計画期間を2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間に短縮します。

### 【計画期間短縮の理由】

- 2026（令和8）年度の実現に向けて「津軽地域ごみ処理広域化※<sub>2</sub>」の協議中である。
- 2026（令和8）年度を目途に「プラスチック処分方法」を変更予定である。



上記2つの施策が実現した場合は温室効果ガス排出量が大きく変動することが予想され、現時点では高精度な試算が困難であるため。



### ※<sub>1</sub> 地球温暖化対策推進法とは

→正式名称は「地球温暖化対策の推進に関する法律」。温室効果ガスの排出抑制等に向けた国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が定められ、その中で、地方公共団体には事務・事業に伴う温室効果ガス排出抑制等のための計画の策定が義務づけられている。一部事務組合である当事務組合も、地方自治法第292条の規定により地球温暖化対策推進法第21条が準用されるため、当該計画の策定が義務づけられている。

### ※<sub>2</sub> 津軽地域ごみ処理広域化とは

→当事務組合及び黒石地区清掃施設組合の処理区域を合わせ、一つの区域としてごみ処理を行うもの。

## 第2章 基本的事項

### 1. 実行計画の目的

地球温暖化対策推進法に基づき、当事務組合における事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出を抑制することにより、地球温暖化の防止を図ることを目的とします。

### 2. 実行計画の期間

計画期間は 2021（令和3）年度から 2025（令和7）年度までの5年間とします。

### 3. 対象範囲

実行計画は、当事務組合が行う事務事業を対象とします。

当事務組合の業務は、構成市町村（弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、板柳町及び西目屋村）から排出される一般廃棄物の処理が主たるもので、施設の管理運営は外部へ委託しています。委託業務においては、受託者に温室効果ガスの削減に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請することとします。

### 4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項において削減の対象となっている7種の温室効果ガスのうち、総排出量に占める割合の大きい二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を実行計画の対象とします。

具体的には、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場の稼働並びに公用車の使用等に係る燃料の使用、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却及び他人から供給された電気の使用に伴い排出される二酸化炭素を対象とします。

### 第3章 温室効果ガスの削減目標

令和7年度（目標年度）の温室効果ガス排出量を、令和2年度（基準年度）比で3.7%削減することを目標とします。

当事務組合の行う事務・事業によって排出される温室効果ガスの削減率及び排出量、各エネルギー使用量及び廃プラスチック焼却量の目標は次の表のとおりです。

|                     |        | R2年度<br>(基準年度) | R3年度       | R4年度       | R5年度       | R6年度       | R7年度<br>(目標年度) |
|---------------------|--------|----------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| 温室効果ガス削減率           | %      | —              | 0.8        | 1.5        | 2.0        | 2.9        | 3.7            |
| 温室効果ガス排出量           | kg-co2 | 44,627,930     | 44,274,667 | 43,970,058 | 43,751,877 | 43,317,627 | 42,969,804     |
| (エネルギー項目内訳)         |        |                |            |            |            |            |                |
| 電力使用量               | kwh    | 2,952,095      | 2,947,667  | 2,943,239  | 2,938,811  | 2,934,382  | 2,929,954      |
| A重油使用量              | リットル   | 14,019         | 13,998     | 13,977     | 13,956     | 13,935     | 13,914         |
| 灯油使用量               | リットル   | 85,313         | 85,185     | 85,057     | 84,929     | 84,801     | 84,673         |
| LPガス使用量             | kg     | 18             | 18         | 18         | 18         | 18         | 18             |
| 都市ガス使用量             | kg     | —              | —          | —          | —          | —          | —              |
| 軽油使用量               | リットル   | 189            | 189        | 188        | 188        | 188        | 188            |
| ガソリン使用量             | リットル   | 1,579          | 1,577      | 1,574      | 1,572      | 1,570      | 1,567          |
| (一般廃棄物中の廃プラスチック焼却量) |        |                |            |            |            |            |                |
| 合成繊維                | t      | 2,264          | 2,246      | 2,230      | 2,219      | 2,196      | 2,178          |
| 合成繊維以外              | t      | 13,759         | 13,139     | 13,047     | 12,980     | 12,848     | 12,742         |

## 第4章 温室効果ガス削減のための具体的取り組み

当事務組合が行う事務・事業によって排出される温室効果ガスを削減するための取り組み項目を以下に示します。

なお、温室効果ガスは、エネルギーの使用に伴って排出されるだけでなく、日常使用している製品の原料調達・製造・流通・廃棄の段階でも排出されているため、取り組み項目には、温室効果ガスの排出を間接的に抑制するための項目も含まれています。

### ① 使用の際の環境配慮

#### 電力使用量の削減

- a) 照明の適正管理
  - ・就業時間前後及び昼休みは消灯し、残業時は必要に応じ再点灯する。
  - ・外勤等不在時は消灯する。
  - ・給湯室、トイレ等は必要時以外消灯する。
  - ・各部屋の状況に応じて必要な最低基準照度を確保し節電する。
  - ・廊下・階段ロビー等の照明点灯数を安全上、管理不適切とならない範囲で削減する。（施設管理部門）
  - ・消費電力の少ないインバータ式照明器具への切り替えを進める。（施設管理部門）
- b) O A 機器の適正管理
  - ・O A 機器の使用は必要最小限とし、省エネモードに設定する。
- c) 電気機器の待機電源ストップ
  - ・非使用時は主電源を切るなど、待機電力を発生させない。
  - ・帰宅時は電源がついていないか確認する。
- d) 定時退庁の励行
  - ・事務改善による時間外勤務の削減に努めるとともに、ノー残業デーの徹底を図る。
- e) 空調機器の運転管理
  - ・空調機器は、室内温度を適正に保つよう運転管理する。  
（夏季 26 度、冬季 22 度を目安とする。）
  - ・使用していないエリアや時間の空調停止を徹底する。
- f) 電気製品の見直し
  - ・電気製品の使用は必要最低限とし、職員の福利厚生、事務及び業務の目的以外の電気製品は使用しない。
  - ・コーヒーメーカーの使用は禁止とする。
- g) エレベーターの使用制限
  - ・職員は、できるだけエレベーターではなく階段を利用する。

#### ガソリン・軽油使用量の削減

- a) 通勤時、事務連絡・会議等の移動にあたっては、可能な限り公共交通機関を利用する。特に近距離の場合は、徒歩か自転車を利用する。

- b) 公用車の適正利用
  - ・走行ルートを合理化するとともに、同一方面へ出かけるときは相乗りにも努める。
- c) 公用車の適正運転
  - ・不要なアイドリングや空ふかし、急発進、急加速をしない。
  - ・タイヤの空気圧を適正に保ち、定期的に点検、整備を実施する。
  - ・不必要な荷物を積みっぱなしにしない。
  - ・冷暖房の使用は、必要最小限に抑える。
- d) 低公害車・低燃費車の導入
  - ・公用車の選定にあたっては、低公害車・低燃費車の導入にも努める。
- e) その他
  - ・草刈機や除雪機など、ガソリンや軽油を使用する機器の効率的な運転にも努める。

#### 水道水使用量の削減

- a) 節水の推進
  - ・日常的に節水にも努め、洗車時や給湯室では必要最小限の使用にも努める。
- b) 設備機器の更新や新設にあたっては、節水型機器の導入にも努める。(感知型洗浄弁、自動水栓、節水コマなど)

#### 用紙類の使用量削減

- a) コピーの適正管理
  - ・両面印刷、両面コピーを徹底する。
  - ・コピー機使用後の設定解除を徹底し、ミスコピーの防止を図る。
  - ・集約印刷(用紙1枚に2ページ分を印刷)を取り入れる。
  - ・片面コピー用紙の裏面利用にも努める。
- b) 情報化によるペーパーレス化の推進
  - ・庁内のグループウェア等電子メディアを利用した文書のペーパーレス化を図る。
  - ・印刷前にプレビュー画面を利用し、ミスプリントを防止する。
- c) 印刷物の適正管理
  - ・印刷物の簡素化を図る。
  - ・印刷にあたっては、発行物及び部数を精査する。
- d) 資料の適正管理
  - ・会議資料の簡素化を図る。
  - ・職員対象の会議等では封筒を使用しない。

## ② 廃棄の際の環境配慮

#### 廃棄物排出量の削減

- a) 備品、消耗品管理の徹底による廃棄物の減量
  - ・物品の廃棄にあたっては、再使用・リサイクル可能か検討する。

- b) リサイクルの推進
  - ・資源回収箱等を設置し、新聞・雑誌、使用済み用紙、雑がみ等のリサイクルを徹底する。
  - ・片面コピー用紙の裏面利用に努める。
  - ・現在廃棄物として扱っている品目のリサイクルを検討し、可能な場合は導入に努める。
- c) 包装材などの廃棄物発生の抑制
  - ・物品購入時の簡易包装、ダンボール等包装材の引き取りを納入業者に依頼する。
- d) 弘前市の「事業系ごみ処理マニュアル」に基づく分別廃棄の徹底

### ③ 建築物の設計・施工、管理の際の環境配慮

#### 公共工事における環境負荷の低減

- a) 環境負荷の少ない製品の使用
  - ・再生資材の使用に努める。
  - ・再生可能な資材を使用し、廃棄物の発生を抑制する。
- b) ライフサイクルコストに配慮した設計
  - ・設計にあたっては、規模の適正化に努めるとともに、維持管理や改修が容易な構造を検討する。
  - ・建築物等の耐久性・耐震性等の向上を図る。
- c) 省エネルギー対策
  - ・設計にあたっては、断熱性能等を高めることで、省エネルギー性の高い躯体構造とする。
  - ・設備機器の更新及び新設の際には、省エネルギー型機器の導入に努める。
- d) 建設副産物対策
  - ・建設廃材等の再資源化に努める。
  - ・建設廃棄物を適正に処理する。
- e) その他
  - ・周辺環境に影響の少ない工法を選定する。
  - ・環境負荷の少ない建設機械の使用を促進する。

#### 再生可能エネルギーの導入・緑の保全

- a) 再生可能エネルギーの導入
  - ・設計にあたり、太陽光や地中熱など再生可能エネルギーの導入を検討する。
- b) 緑化の推進

### ④ 職員の環境保全意識の向上

#### 職員の環境保全意識の向上

- a) 環境に関する研修及び情報提供等の積極的な実施
  - ・環境に関する研修や情報提供により職員の環境保全意識の向上を図る。
  - ・職員は積極的に研修に参加するとともに、日頃から環境保全に関心を持ち、情報の収集に努める。
- b) 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励



## 第5章 実行計画の推進体制

「推進本部」及び「推進担当者」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行います。

### 1. 推進本部

事務局長を本部長とし、全職員をもって組織し、実行計画の策定、見直し及び実行計画の推進点検を行います。

### 2. 推進担当者

1名以上の「推進担当者」を置き、実行計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、点検し、実行計画の総合的な推進を図るとともに進行管理を行います

## 第6章 実行計画の点検・公表

### 1. 点検

年1回、電力・燃料などのエネルギー使用量の数値を把握し、実行計画の実施状況を点検・評価します。

### 2. 公表

上記の点検結果（実施状況）については、ホームページ等により毎年度公表します。